

八王子市行政評価実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、八王子市基本構想・基本計画（以下「八王子未来デザイン2040」という。）の着実な進行と、市政の透明性の向上を図るため、行政評価の実施に当たって必要な事項を定める。

第2 行政評価の目的

（1）成果重視の行政運営の実現

「八王子未来デザイン2040」で掲げた「重点テーマ・取組方針」に関連付けた施策（以下「各施策」という。）に指標と目標値を設定し、市民にとって各施策がどのような成果を目指しているかを分かりやすく示す。また、各施策とそれを構成する重点事業の指標の進捗状況及び貢献度を分析し、事業の方向性や優先度を検証し、毎年度の予算編成に反映する。

（2）説明責任の確保

各施策を目標達成度により評価し、結果を公表することで、市政の透明性の向上を図るとともに、市民に対する説明責任を果たす市民本位の行政運営を行う。

（3）効果・効率性の検証

事業が効率的に執行されているか、執行手段は適切であるか、検証する。

（4）評価指標の検証

施策の評価指標と目標値が適切であるか、検証する。

第3 行政評価の種類

行政評価は、次の3種類とする。

- （1）施策評価 「八王子未来デザイン2040」に定める「みんなで目指す2040年の姿」の実現に向け、「重点テーマ・取組方針」に関連付けた施策を評価する。
- （2）事務事業評価 施策評価と細事業評価を連動させるため、細事業を束ねる中事業を評価する。
- （3）細事業評価 毎年度の予算編成に反映させるため、行政活動の最小単位である細事業を評価する。

第4 実施方法

行政評価の実施方法は、以下のとおりとする。

なお、その対象範囲、時期、その他必要な事項については、毎年度各部長・課長に通知する。

（1）施策評価

ア 評価対象

「八王子未来デザイン2040」における細施策に設定した重要業績評価指標（K

P I) 及び重点事業の評価指標の進捗状況と貢献度

イ 評価視点

市政世論調査又は事業所管課の調査結果を用いて、指標の進捗に貢献度が高い事業を考慮し、客観的視点から評価する。

(2) 事務事業評価・細事業評価

ア 評価対象

職員のマンパワーのみで実施する事業を含めた中事業及び細事業

イ 評価視点

事業を担当する部署において、事業の年度目標に対する評価及び経済性の分析を行い、事業見直しに向けた今後の方向性を示す。

第5 庁内評価委員会

事業の方向性や優先度の検証に当たっては、必要に応じて庁内評価委員会（以下「委員会」という）を設置し、客観的視点から評価する。

(1) 構成

ア 構成員

市長公室長、総合経営部長、経営改革担当部長、総務部長、財政部長、福祉部長、産業振興部長、都市計画部長、経営計画課長、企画調整担当課長、経営改革課長、業務改善担当課長及び財政課長により構成する。

なお、必要がある場合は、評価対象事案に関係のある部長及び課長を構成員とすることができる。

イ 委員長・副委員長

総合経営部長を委員長とし、経営改革担当部長を副委員長とする。

(2) 会議

ア 委員長は、委員会を招集し、その運営を行う。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席及び説明を求めることができる。

(3) 庶務

委員会の庶務は、総合経営部において行う。

第6 結果の公表

行政評価の結果は、「市政情報の公表・提供制度実施要綱」に基づき公表する。

附 則

この要綱は、平成 15 年（2003 年）6 月 10 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 15 年（2003 年）8 月 18 日から施行する。

(事務事業自己検証実施要綱の廃止)

2 事務事業自己検証実施要綱は、廃止する。

(八王子市外部評価委員会設置要綱の廃止)

3 八王子市外部評価委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 16 年（2004 年）1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年（2004 年）4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年（2007 年）6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年（2010 年）6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年（2011 年）6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年（2014 年）5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年（2015 年）5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年（2016 年）4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年（2016 年）5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年（2017 年）5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年（2018 年）4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する。